

かつらぎ町役場庁舎建替及び賑わいの創出に
係る官民連携事業に関するアドバイザー業務

プロポーザル実施要領

令和6年4月15日

和歌山県かつらぎ町

かつらぎ町役場庁舎建替及び賑わいの創出に係る官民連携事業に関するアドバイザー業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、かつらぎ町役場庁舎建替及び賑わいの創出に係る官民連携事業に関するアドバイザー業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

かつらぎ町役場庁舎建替及び賑わいの創出に係る官民連携事業に関するアドバイザー業務

(2) 業務内容

かつらぎ町役場庁舎建替及び賑わいの創出に係る官民連携事業に関するアドバイザー業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

総額34,287,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。

① 令和6年度分 19,822,000円

② 令和7年度分 14,465,000円

※提案上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであるが、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

3 参加資格の要件

この要領に基づく公募型プロポーザルに参加ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) この事業の公告日時点において、かつらぎ町の入札参加資格者名簿に登録され、かつ、和歌山県内に営業所又は事務所を設置している者であること。又は、本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における入札参加を制限されていないこと。
- (3) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指

定停止処分を受ける見込みがないこと。

(4) 役員のうち、次に該当する者がいないこと。

i. 破産者で復権を得ない者

ii. 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

iii. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(5) 公告日時点において会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがされる見込みがないこと。

(6) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 公募スケジュール

項目	公表日・提出期限等	公表等の方法
実施要領等の公表	令和6年4月15日(月)	町ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和6年4月25日(木)	持参又は郵送
質問書の提出期限	令和6年4月30日(火)	FAXにて受付
質問に対する回答	令和6年5月8日(水)	町ホームページに掲載
企画提案書等の提出期限	令和6年5月29日(水)	持参又は郵送
プレゼンテーション審査の実施	令和6年6月中旬(予定)	
結果通知	令和6年6月中旬(予定)	町ホームページに掲載
契約締結	令和6年6月中旬(予定)	

5 実施要領等の公開

実施要領等については令和6年4月15日(月)から本町ホームページにて公開する。

6 参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書を理解したうえで、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書(様式2) 1部

(2) 会社概要書(様式3) 1部 ※パンフレット等会社の概要が分かるものを併せて提出すること。

(3) 業務実績調書(様式4) 10部(原本1部を含む) ※クリップ止め

なお、かつらぎ町において入札参加資格を有していない事業者、又は、かつらぎ町において入札参加資格は有しているものの、和歌山県内に営業所又は事務所を設置していない事業者の場合は、上記の書類に加え、次の書類を添付すること。

- (4) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書・写し可） 1部
 - ※現在事項全部証明書は不可
 - ※提出日から3か月以内に発行したのもの
- (5) 印鑑証明書（写し可） 1部
 - ※提出日から3か月以内に発行したのもの
- (6) 納税証明書（国税及び地方税・写し可） 各1部
 - ※提出日から3か月以内に発行したのもの
- (7) 財務諸表（直近決算年度分の貸借対照表・損益計算書） 1部
- (8) 営業所一覧表（様式7） 1部
- (9) 使用印鑑届（様式8） 1部
- (10) 委任状（様式9） 1部 ※権限を本店等から支店等に委任する場合のみ

7 参加申込の提出方法及び提出先

- (1) 提出方法
 - 持参又は郵送（書留郵便・提出期限内必着）
 - ※受付窓口は、平日8時30分～17時00分までの間とする。ただし、12時から13時を除く。
- (2) 提出先
 - 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160
 - かつらぎ町役場 総務課 庁舎建設担当（本庁舎2階）
- (3) 提出期限
 - 令和6年4月25日（木）17時00分まで
- (4) 辞退
 - 参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届（様式2-1）を持参又は郵送により提出すること。

8 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
 - 質問書（様式1）に質問内容を完結にまとめ、次の提出先 FAX 番号宛てに提出すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出先
 - かつらぎ町役場 総務課 庁舎建設担当 尾鼻
 - FAX 番号：0736-22-6432

(3) 提出確認

FAX 送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。

電話番号：0736-22-0300（代表）内線 2226

(4) 受付期間

令和6年4月16日（火）～4月30日（火）まで（17時00分必着）

(5) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、令和6年5月8日（水）に一括して本町ホームページにて公表する。

ただし、質問の内容が企画提案書等の作成作業を進めるうえで、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

9 企画提案書等の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書を理解したうえで、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 予定担当者調書（様式5）10部（原本1部を含む）※クリップ止め

(2) 企画提案書 10部（原本1部を含む）※クリップ止め

提出書類については、次の（ア）～（ウ）の順に整理すること。

なお、添付書類がある場合は、（ウ）の後ろに重ねること。

（ア）企画提案書表紙（様式6）

（イ）企画提案書（任意様式）

① 文字サイズは11ポイント以上を基本とすること。

② 用紙方向の縦横は問わないが、片面印刷とすること。

③ 用紙規格はA3、A4を問わないが、どちらかに統一すること。

④ 枚数は、A3の場合は5ページ、A4の場合は10ページ以内とし、ページ番号を付すること。

⑤ 写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。

（ウ）見積書（任意様式）

① 代表者印等押印の上、あて先は「かつらぎ町長」とすること。

② 業務の合計額（消費税込み）とその内訳書（年度別）を添付すること。

10 企画提案書等の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便・提出期限内必着）

※受付窓口は、平日8時30分～17時00分までの間とする。ただし、12時から13時を除く。

(2) 提出先

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160
かつらぎ町役場 総務課 庁舎建設担当 (本庁舎2階)

(3) 提出期限

令和6年5月29日(水) 17時00分まで

1.1 評価及び選定方法

(1) 企画提案についてプレゼンテーションを実施し審査委員によるヒアリングを行う。

(ア) 実施日

令和6年6月中旬 ※詳細は別途通知

(イ) 実施場所

かつらぎ総合文化会館 3階 研修室(予定)

(住所:和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2454)

(ウ) 審査方法等

審査は、事業者選定プロポーザル審査委員会により次の方法で行う。

- ① 1提案者につき、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度とする。
- ② プレゼンテーションの実施順は、参加表明書の受付順とする。
- ③ プレゼンテーションは非公開で行う。
- ④ 出席者は1者3名以内とし、説明は本業務の主たる予定担当者が行うこと。また、本業務を受注した場合の業務責任者は必ず出席すること。
- ⑤ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、当日の資料追加は認めない。
- ⑥ パソコン等を用いた説明は可能とする。

プロジェクター(HDMIまたは、D-Sub15ピン)、スクリーン、電源ケーブルは町で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。

(2) ヒアリング審査の合計点数の総計が最高得点の者を提案採用者の候補とし、次に高い得点の者を次点者として特定する。なお、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、委員長が決定する。

(3) ヒアリング審査における評価項目、評価の視点、配点は次のとおりとする。

評価項目	内 容	評 価 基 準	配 点
実績評価 (45)	官民連携による公共施設整備に関する検討実績	他自治体において官民連携手法による実績があり、効果的な官民連携の事業手法などを検討した実績があるか	15

	上記に加え、収益施設（商業施設等）の誘致に関する検討実績	他自治体において左記内容を検討した実績があるか	15
	事業者選定支援業務に関する検討実績	他自治体において左記内容を検討した実績があるか	15
提案評価 (45)	業務体制	適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか	5
	業務工程	本業務に対して適切な工程となっているか	5
	事業スキーム	本事業の特性や町の財政負担及び将来リスクを踏まえ、実現性の高い最適な事業スキームの考え方を提示できているか	10
	市場調査	新庁舎建設及び賑わいの創出（商業施設等誘致）に関して、民間事業者の優れた提案を引き出すための工夫や課題を探る提案が示されているか	10
	独自提案	本事業実施にあたり、仕様書以外で必要と想定する業務が提案されているか	10
	ヒアリング	本業務への取組意欲、理解度、コミュニケーション能力などを総合的に評価できるか	5
見積評価 (10)	見積額	見積額について、相対的に評価できるか	10
合 計			100

1.2 審査結果の通知

選定結果は、町ホームページにて公表する。

1.3 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議したうえで契約を締結する。ただし、事業費については「2業務概要（4）提案上限額」で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「1.4 資格喪失要件」に該当する場合で、提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

1.4 資格喪失要件

- (1) 企画提案書、その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本実施要領で定める参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 「1.3 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

1.5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しない。
- (3) 提出期限後の書類の差替え、再提出は原則として認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 評価、採点など審査内容及び審査過程に関する問い合わせには応じられない。
また、選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルは提案採用者の候補の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

1.6 担当連絡先（事務局）

かつらぎ町役場総務課 庁舎建設担当 尾鼻（本庁舎2階）
〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地
電話番号：0736-22-0300（代表）内線2226
FAX 番号：0736-22-6432